

新規登録申請書 チェックリスト

申請書を提出前に、申請書一式を確認し、下記項目にチェックしてください。

診断員登録申請書

- 建築士は「建築士用」、技能士は「技能士用」の申請書に書いた
- 申請者欄に自宅の住所を書いた（勤務地欄とは別）
- ふりがなを振った
- 記入間違い、記入漏れはない
- 消えるペン、鉛筆で書いていない

登録要件を証する書類

該当（添付）するものにチェックしてください。

（※ 登録要件については、開催案内チラシをご覧下さい。）

申請者が建築士の場合

- 建築士免許証の写し
- 建築士事務所登録書の写し（奈良県知事登録）

申請者が建築大工技能士の場合

- 建築大工技能士合格証書の写し
- 建設業許可書の写し（奈良県知事若しくは国土交通大臣の許可）

講習会修了証写し（当日 I 部受講者は不要）

- ・平成 24 年度以降の奈良県主催「既存木造住宅耐震診断・改修技術者養成講習会」
- ・平成 24 年度以降の（一財）日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」
- ・上記 2 点と同等の講習会（例：地方公共団体が実施した既存木造住宅耐震診断講習会）
のいずれかの講習会

6 カ月以内に撮影した写真（縦 3cm × 横 2.4cm）2 枚

- 1 枚は申請書にのり付けし、もう 1 枚はクリップ等で留めた
- 裏に撮影年月日と氏名を記入した

返信用封筒

- 84 円切手を貼り付けた
- 住所氏名を書いた

※ 建築大工技能士と建築士の資格を併有されている場合についても、建築士法の規定が適用されるため、耐震診断業務の実施にあたっては、建築士事務所登録が必要です。